

事例2のポイント解説

事例 2	基準時間	32.8分	平成22年度制作の介護認定審査会向けDVD教材の収録事例。要支援2からの「状態の維持改善可能性に関する審査判定」に関する事例。
	一次判定	要支援2	

認知機能の評価(要支援2・要介護1)

- 状態の維持改善可能性に係る審査判定のポイント
- 「認知症の日常生活自立度の確認」≠「認知機能の評価」に注意。
- 「認知機能の評価」については、「認知症高齢者の日常生活自立度以上」を「目安」として、認知機能や思考・感情等の障害により「予防給付の理解が困難かどうか」について判断する。

1

認知症高齢者日常生活自立度「a」の根拠

認知症高齢者の日常生活自立度 a

: 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

: 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる

a: 家庭外で上記 の状態が見られる

(特記事項)

散歩の際、なぜか洗剤ばかりを買ってくるようになった

(主治医意見書)

短期記憶: 問題あり

日常の意思決定を行うための認知能力: いくらか困難

2



介護の手間の検討

調査項目「感情が不安定」
ときどきある

特記事項

過去の数ヶ月の間に2～3回、何の脈絡もなく突然となる
ことがあった



要介護度を変更するほどの手間はかからない



「介護基準時間が32分以上50分未満」で確定

3



状態の維持・改善可能性に関する審査判定

認知機能や思考・感情等の障害により
予防給付等の利用の理解が困難か
(合議体が判断した認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上かM)

困難でない・自立またはⅠ

困難・Ⅱ以上かM

概ね6か月以内に心身の状態が悪化し
介護の手間が増大することによる
要介護度の再検討の必要があるか

ない

ある

要支援2

要介護1

要介護1

(どう考えるか)

認知症がではじめていて、予防給付の
理解は困難

(根拠)

何度も同じ買い物をするなど認知症周
辺症状が出ている

4